
行歯会だより(第 30 号) 2007 年 12 月(毎月発行)

(行歯会＝全国行政歯科技術職連絡会)

緊急課題対応社歯研ワークショップ(報告)

滋賀県大津健康福祉センター

井下 英二(社会歯科学研究会事業担当幹事)

2007年6月に発足した社会歯科学研究会が、去る11月4日に「医療制度改革と歯科保健医療」をメインテーマとして、緊急課題対応社歯研ワークショップを開催しました(場所:東京医科歯科大学、参加者:110名)。今回は、社会歯科学研究会事業担当幹事としてその概要を報告します。

ワークショップでは、まず愛媛大学病院医療福祉支援センターの櫃本教授に、「医療制度改革の概要と歯科～今こそヘルスプロモーション!!ピンチをチャンスに～」をテーマに講演を頂いた。

講演では、今回の医療制度改革が、

- ① 財政再建が国家的最優先課題となっていること
- ② 改革の主導が厚生労働省ではなく経済諮問会議であること
- ③ 改革の目的が医療費抑制であること

を前提としていることから、これからの施策とその懸念される影響として

- ① 生活習慣病の予防が健康の義務化につながる
- ② 在院日数の短縮が病院経営のための退院促進につながる
- ③ 病床数の削減が病院の倒産につながる
- ④ 個人負担の増が医療・介護分野の勝ち組・負け組の分化につながる
- ⑤ 医療の民営化が国民皆保険制度の崩壊と医療難民、介護難民の急増をもたらす

おそれがあること。そして、生活モデルとしての「真の住民ニーズの実現」のためには、

- ① 住民・患者ニーズの把握が重要であること
- ② それを明らかにし実現するための協働が重要であること
- ③ 個々へのかかわりから環境整備へシフトすべきであること

④ 現場自身の判断力を磨いていくことが大切であること。
などが語られた。最後に、「ピンチをチャンス」として、金も人もないピンチだからこそ、住民や地域資源をいかに賦活化するかが重要であること、「コラボレーション」「WIN・WIN・WIN」の関係構築を原動力として、活動の原点（目的）を確認しつつ、新たなチャレンジへと発展させていくことがこれからの歯科保健医療においてもキーポイントとなるのではないかと締めくくられた。

講演後、以下の5つのテーマに分かれ、ワークショップを行った後に合同発表、討論を行った。

1. 特定健診班：特定健診・特定保健指導の理解と歯科保健医療の対応策
2. 医療計画と歯科保健医療班：4疾病地域連携クリティカルパスにおける歯科保健医療の役割とその推進方策
3. 健康増進法と歯周検診の明日と明後日班：健康増進法に基づく歯周検診のあり方についての提案
4. 医科と歯科との連携班：患者中心とした医療の推進における医科と歯科との連携のあり方と連携方法
5. 歯科医業の法的問題班：歯科と医科の業務範囲議論の現状を踏まえた提言と歯科医師と歯科衛生士の役割分担のあり方

事業担当ということで、それぞれのワークショップを見回っていましたが、それぞれのショッップの感想としては、特定健診班では、歯科医師、歯科衛生士自身が特定健診・保健指導の本質や仕組みを未だ理解していないことが判ったこと。医療計画班では、それぞれの都道府県における医療計画等の取組状況が見えていないことが判ったこと。歯周検診班では、住民主体の歯周検診とは何だろうという本質が大切であること。医科歯科連携班では、連携のための仕掛けが大切であること。法的問題班では、歯科と耳鼻咽喉科との領域の境界が、それぞれの立場で大きな開きがあること等であった。

研究会の平成20年の活動予定としては、現在のところ、5月ごろに研究会機関誌の発行、6月22日に総会開催、7月ごろに定例研修会の開催（岩手県歯科医師会と共催？）となっています。なかなかおもしろい研究会に発展していきそうですよ。

理事の独り言 (その29)

杉並区保健福祉部副参事
山田 善裕



早いもので、2回目の「理事の独り言」の順番が回ってきてしまいました。1回目の時は東京都の東よりの江東区に勤務しておりましたが、平成18年に、かの杉並区に異動してまいりました。杉並区の杉並保健所は、昭和23年に全国初のモデル保健所として整備されました。その当時の様子を撮影した「新しい保健所」というフィルムが倉庫から発掘され、現在、下

記 URL の全国保健所長会のホームページで、そのビデオを見ることができます。

<http://www.phcd.jp/gaiyou/newHC.html>

さて、異動した私を待っていた仕事はいろいろありましたが、その中でも平成19年度から医療法に明記された「医療安全支援センター」の設置に向けた取り組みは、今や私の仕事の大半を占めるに至りました。この「センター」ですが、現在は全ての都道府県に設置され、保健所設置市区でも46箇所設置が進んでおります。(平成18年現在) 東京都では先駆的に「医療安全支援センター」の前進の「患者の声相談窓口」が平成13年に都庁に、平成16年には、東京都の多摩地域の保健所5箇所に設置されました。23区では、江東区、板橋区につづいて杉並区が設置するに至りました。(現在は、中央区、目黒区でも設置済み) 皆さ

んは意外に思われるかもしれませんが、他には例のないくらい大学病院や診療所が多数ひしめく23区では、理由は定かではありませんが何故か設置が進んでいません。杉並区では、「杉並区医療安全相談窓口」と看板を掲げて、平成19年7月から区民の医療機関に対するお悩み相談を開始しました。11月現在、相談の延べ件数は359件となりました。相談される内容は、医療機関に関する苦情相談がメインです。その中でも歯科に関する相談は非常に多く、対応に四苦八苦しています。苦情の内容は、様々ですが、医師と患者さんのコミュニケーション不足に起因しているものが非常に多いです。実際、医師はきちんと説明したつもりになっても、患者さんは理解しきれていない、忙しそうにして

相談窓口に電話をしにくるというパターンが非常に多いように思います。

さて、この様に多数寄せられる相談は、我々スタッフが冷汗をかきながら、また胃に穴があくような思いをしながら日夜対応をしているわけですが、窓口で対応した結果、相談者は満足 of いく結果を得られたとしても、医療機関側の対応が変わらなければ、同様の相談が繰り返されることになることは想像に難くありません。そこで、将来、事例などを交えた報告書の配布、医療機関向けの研修会などを通じて情報提供していこうと考えています。また、医療機関の利用者（患者さん）向けの講習会なども開催していこうと思います。

最後に、杉並区医療安全相談窓口の立ち上げに御協力いただいた東京都西多摩保健所の石井先生が作成された市民向けの下記のパンフレットを御紹介します。

西多摩保健所作成：「かしこい患者はきき方上手 もっと話そう！伝えよう！」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/nisitama/hoken-iryou/kasikoi.pdf>

地域紹介



in 高知県

高知県東部福祉保健所

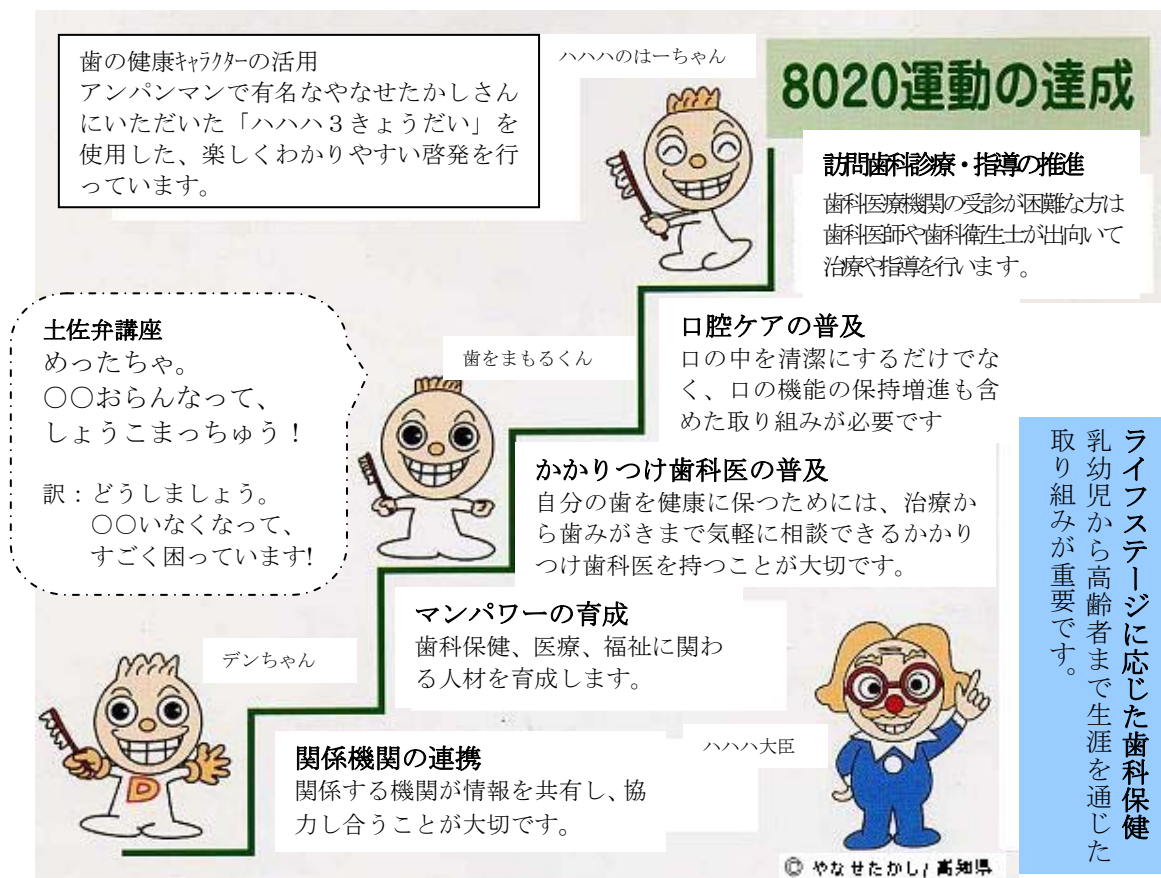
高橋 環

皆さま、初めまして高知県の高橋です。行歯会 MI をいつも楽しみに勉強させて頂いています。さて、今回は高知の紹介をさせていただきます。ご承知かもしれませんが、現在、当県庁内に歯科医師は残念ながらおりませんので、私たち歯科衛生士5名+強力な助っ人の方々とで、孤軍奮闘しています。（私たちは基幹福祉保健所(5)にそれぞれいます）

高知県は東西に長く53市町村に分かれていましたが、合併が進み35市町村となりました。現在、歯科医師又は歯科衛生士を雇用している市町村は臨時を含めて6ヶ所（17.1%）ですが、すべての市町村で実施されている歯科保健事業では歯科医師会の協力のもとに歯科医師、地域歯科衛生士等が活躍しています。

県ではよさこい健康プランの具体的な行動計画として「こうち歯と口の健康プラン」を作成しました（平成 16 年）。プラン達成の取り組みは以下のとおりです。

自分の健康は自分で守る + みんなの健康はみんなで支える



こんな私たちですが頑張っています。みなさん今後ともよろしくお願いします。

～お知らせ～

◎口腔衛生学会・関東地方会

期日：2008年2月16日（土）

場所：鶴見大学歯学部（横浜市鶴見区）

◎国立保健医療科学院・次年度研修予定

<http://www.niph.go.jp/entrance/h20/index.html>

▼長期研修

・保健福祉行政管理分野（本科）

概要：保健所長への就任を予定して、地方公共団体から派遣される医師・自治体職員等に関する１年間の研修。課程修了者には MPH（Master of Public Health in Health Administration）が授与

期日：H20.4.9(水)～H21.3.31(金)

試験日：2/26(火) [医師以外は前日に予備試験を実施]

詳細は下記 URL 参照

<http://www.niph.go.jp/entrance/h20/course/203reglr.html>

▼短期研修

・衛生主管部局歯科保健担当者研修

概要：都道府県・政令指定都市・中核市等の歯科保健担当者に対する歯科保健に対する歯科保健の研修

期日：H20.7.24(木)～7.25(金)

受付：H20.4.1(火)～5.30(金)

詳細は下記 URL 参照

<http://www.niph.go.jp/entrance/h20/course/320esmdp.html>

・歯科衛生士研修(定員：20名)

概要：行政機関等に勤務する歯科衛生士の資質向上を図る研修

期日：H21.1.19(月)～1.30(金)

受付：H20.10.1(水)～10.31(金)

詳細は下記 URL 参照

<http://www.niph.go.jp/entrance/h20/course/418sikae.html>

・臨床研修指導歯科医(保健所)養成研修

概要：保健所等に勤務する歯科医師が指導歯科医として効果的な臨床研修を行う能力を身につける研修

期日：H20.8.28(木)～8.29(金)

受付：H20.5.1(木)～6.6(金)

詳細は下記 URL 参照

<http://www.niph.go.jp/entrance/h20/course/431rkdhk.html>

